



産業廃棄物処理委託契約書 [収集・運搬用]

平成27年11月1日

排出事業者（甲）

医師会へ契約事務等の委任をした会員（別紙のとおり）

収集・運搬業者（乙）

住所 大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号
氏名 野村興産株式会社 関西営業所
所長 中西智彦

収集・運搬業者（丙）

住所 北海道札幌市中央区北3条西1丁目2番地
氏名 エア・ウォーター物流株式会社
代表取締役 川田博

契約事務等代理人（丁）大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目8番26号

住所 一般社団法人 大阪市阿倍野区医師会
会長 菅 保夫

上記排出事業者（大阪市阿倍野区医師会へ契約事務等の委任をした会員）（以下「甲」という。）と収集・運搬業者 野村興産株式会社（以下「乙」という。）、及び甲と収集・運搬業者 エア・ウォーター物流株式会社（以下「丙」という。）及び契約事務等代理人（大阪市阿倍野区医師会）（以下「丙丁」という。）は、甲の事業場から排出され丁の事業所にて保管している産業廃棄物の収集・運搬を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に従い適正に行うため、次のとおり契約を締結する。この契約の成立を証するために、本書1通を作成し、丁がこれを保有し、甲、乙、及び丙はこの写し（複写機によるコピー）を各1通保有するものとする。

第1条（法の遵守）

甲、乙、丙及び丁は、処理業務の遂行にあたって法その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

甲は、甲の事業所から排出され丁の事業所にて保管している産業廃棄物の収集・運搬を乙及び丙に委託し、乙及び丙は、甲から委託された産業廃棄物を【委託業務の内容】に示す収集・運搬区間において、許可された車両で適正に収集・運搬する。

第3条（事業の範囲）

乙及び丙の事業範囲は【委託業務の内容】に示すとおりであり、乙及び丙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙及び丙は速やかにその旨を甲及び丁に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲及び丁に提出する。

第4条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 甲もしくは丁は、収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、腐敗・揮発等性状の変化、混合等により生じる支障、排出数量等の必要な情報を乙及び丙に文書にて通知しなければならない。通知する文書は「廃棄物データーシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に作成を行うものとする。
- 2 甲もしくは丁は、当該廃棄物が日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合、当該含有マークに関する情報を乙及び丙に文書にて通知しなければならない。
- 3 甲もしくは丁は、本契約の有効期間中、契約締結時に提供した当該廃棄物に係る前2項の情報に変更が生じる場合は、速やかに当該情報を文書にて乙及び丙に提供し、甲、乙、丙及び丁間で対応について協議する。

第5条（再委託の禁止）

乙及び丙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲及び丁の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

第6条（権利・義務の譲渡）

乙及び丙は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲及び丁の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第7条（損害の賠償）

乙及び丙は、甲から委託された産業廃棄物をその積込み作業の開始から荷卸し作業の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲もしくは丁の責に帰する場合を除き、乙及び丙が責任を負う。

第8条（委託業務終了報告）

乙及び丙は、甲から委託された産業廃棄物の処理業務が完了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、丁に提出する。丁は、甲に業務完了したことを伝える。ただし、業務終了報告書はマニフェストB票で代えることができる。

第9条（委託料・消費税・支払い）

- 1 甲の委託する産業廃棄物の処理業務に関する委託料の支払いについては【委託業務の内容】(5)の表にて定める単価に基づき算出する。
- 2 委託料の額が経済情勢の変化等により不相応となったときは、甲、乙、丙及び丁の協議によりこれを改定することができる。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の処理業務についての消費税等は、甲が負担する。
- 4 甲は、乙及び丙からの業務終了報告書によって処理を確認した後、乙及び丙に処理料金を支払う。支払方法は、別途定めるものとする。

第10条（内容の変更）

甲、乙、丙及び丁は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲、乙、丙、及び丁が協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第11条（機密保持）

甲、乙、丙及び丁は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合は、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

- 1 甲、乙、丙及び丁は、いずれかの当事者が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、いずれかの当事者が次の各号に1つでも該当するときには、本契約の期間中であっても、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 振出、裏書、引受、保証した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立、または解散、私的整理がなされたとき。
 - (4) 前3号に準ずる信用失墜の事実が認められるとき。
 - (5) 乙及び丙に対する債務の履行を1回でも怠ったとき。
 - (6) 災害等の不可抗力により、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき。
 - (7) 第13条の定めに違反したとき。
- 3 甲、乙、丙及び丁が第1項及び前項各号に1つでも該当する場合、該当者は当然に期限の利益を喪失し、相手方に対する残債務全額を直ちに支払わなければならない。
- 4 第1項、第2項の規定または法令の規定によりこの契約を解除できる場合でも、本契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙の最終処分場所であるイトムカ鉱業所で完了していないときは、当該産業廃棄物を甲、乙及び丙の責任で処理した後でなければ、本契約は解除できない。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲、乙、丙及び丁は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らまたはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 本契約の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものでないこと。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、それぞれが相手方による前項の確約に依拠して本契約の締結及び履行をするものであることを確認する。

第14条（協議）

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

【委託業務の内容】

(1) 委託期間 平成27年11月1日 から 平成28年3月31日 までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件でさらに1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

(2) 積み込み場所 一般社団法人 大阪市阿倍野区医師会

積み込み場所 :

積み込み場所所在地 : 大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目8番26号

(3) 収集・運搬区間及び事業の範囲

収集・運搬区間	担当会社	許可番号	許可品目
上記積み込み場所から乙の積替保管施設まで	乙	大阪市 第6610004746号 大阪府 第02700004746号 奈良県 第02913004746号	許可証のとおり
乙の積替保管施設から 乙のイトムカ鉱業所まで	丙	奈良県 第02900005201号 北海道 第00110005201号	許可証のとおり

(4) 運搬の最終目的地及び積替保管に関する事項

運搬の最終目的地	野村興産株式会社 イトムカ鉱業所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
積替保管施設名、所在地	野村興産株式会社 ヤマト環境センター 奈良県宇陀市菟田野大沢56-2番地、57番地、 76番地、77番地、353番地、354番地
積替保管を行う廃棄物の種類	許可証のとおり
保管上限	516m ³
廃棄物を混合することの許否	混合しない

(5) 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価

品名	廃棄物の種類	予定数量	契約単価
廃血圧計	金属くず、ガラスくず、 廃プラスチック類	108 台/年	乙 432円/台(税込) 丙 324円/台(税込)
廃体温計	金属くず、ガラスくず、 廃プラスチック類	50 本/年	乙 216円/本(税込) 丙 108円/本(税込)

※契約単価：収集運搬の回数は、年1回の回収とする。

(6) 委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報

品名	発生工程	性状及び荷姿	性状の変化、混合等により 生じる支障及び含有マー ク (JIS C0950) に関する 情報	取扱注意事項
廃血圧計	甲の施設内で 使用済みにな ったもの	固体、ダンボール箱等	特になし	破損に注意
廃体温計		固体、ダンボール箱等		

(7) 委託料金の支払方法

第9条第4項の委託料は、乙が一括して丁に請求し、甲は当該委託料を丁を経由して乙に一括して支払うものとする。乙は、この中から丙の委託料を丙に支払うものとし、その額は(5)に定める。



許可番号第 6610004746 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号

氏 名 野村興産株式会社

代表取締役 藤原 梢

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 橋下 徹

許 可 の 年 月 日 平成23年 8月 1日

許可の有効年月日 平成28年 5月22日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類：

- | | | |
|--------|-------------|----------|
| 1. 燃え殻 | 4. 廃酸 | 7. 金属くず |
| 2. 汚泥 | 5. 廃アルカリ | 8. ガラスくず |
| 3. 廃油 | 6. 廃プラスチック類 | |

石綿含有産業廃棄物を含む

ただし、積替え・保管を行うものについては石綿含有廃棄物を除く 以上 8 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
- (1) 所 在 地：大阪市西淀川区中島2丁目4番143号
(2) 面 積：80m²
(3) 保 管 上 限：164m³
(4) 積み上げ高さ：3m
(5) 産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成13年 5月23日 当初許可
平成23年 8月 1日 許可更新
平成24年 9月11日 変更許可（事業の区分の変更）
平成26年 7月30日 変更届出（代表者の変更）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号

氏 名 野村興産株式会社

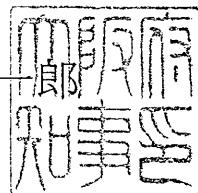
代表取締役 藤原 悠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 松井

許可の年月日 平成23年 5月 7日

許可の有効年月日 平成28年 5月 6日



1. 事業の範囲

事業の区分 : 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 燃え殻 | 6 廃プラスチック類 |
| 2 汚泥 | 7 金属くず |
| 3 廃油 | 8 ガラスくず |
| 4 廃酸 | |
| 5 廃アルカリ | |
| (石綿含有産業廃棄物を含む。) | |
| 以上 8 種類 | |
| 以下余白 | |

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 5月 7日	当初許可
平成23年 4月 8日	許可更新
平成26年 8月 8日	書換交付
以下余白	

4. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号

氏名 野村興産株式会社
代表取締役 藤原 恒

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井正吾

許可の年月日 平成23年 5月14日

許可の有効年月日 平成28年 5月13日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬業（積替え保管を含む）

取り扱う産業廃棄物の種類

（積み替え保管を含むもの）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む）

以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地：奈良県宇陀市菟田野区大澤56-2番地、57番地、76番地、77番地、353番地、354番地

積替え又は保管を行う場所の面積：516m²積替のための保管上限：27.5m³

積み上げることができる高さ：0.9m

積替え又は保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む）

以上11種類

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 5月14日 新規許可

平成14年 2月22日 変更届（役員の変更）

平成15年 6月30日 変更許可（積替保管を含むに変更）

平成18年 5月14日 更新許可

平成23年 4月 5日 変更届（積替保管容量の変更）

平成23年 5月14日 更新許可

平成26年 7月31日 変更届（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無 無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 ***

許可番号 *** * * * * *

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

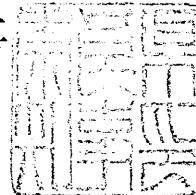
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道札幌市中央区北三条西一丁目2番地

氏 名 エア・ウォーター物流株式会社
代表取締役 川田 博一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

奈良県知事 荒井正吾



許可の年月日 平成26年11月11日

許可の有効年月日 平成31年11月10日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替えを含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、鉱さい、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を除く)、ばいじん 以上15種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成21年11月11日 新規許可、
平成23年 7月27日 変更届(代表者)、
平成26年11月11日 更新許可、

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第00110005201号

産業廃棄物収集運搬業許可証

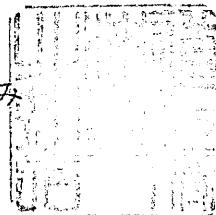
住 所 札幌市中央区北3条西1丁目2番地

氏 名 エア・ウォーター物流株式会社 代表取締役 川田 博一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日 平成27年1月18日
許可の有効年月日 平成32年1月17日



1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、ぱいじん。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 第2面及び第3面に記載のとおり。以下余白。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

(昭和60年1月18日)	新規許可【小樽市】
平成2年1月18日	更新時変更許可【小樽市】
平成7年1月18日	許可の更新
平成7年1月18日	許可の更新【小樽市】
平成9年12月26日	変更許可（積替保管の追加。）
平成11年4月14日	変更許可（紙くず、木くず、動植物性残さ、鉱さい、がれき類、動物のふん尿の追加。）
平成11年5月28日	変更許可（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿の追加。）【小樽市】
平成12年1月18日	許可の更新
平成12年1月18日	許可の更新【小樽市】
平成17年1月18日	許可の更新
平成18年4月1日	小樽市より移管
平成22年1月28日	許可の更新
平成27年1月18日	許可の更新

5. 積替え許可の有無

旭川市

（有）無

許可番号 第05010005201号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

（有）無

(石狩振興局)

(第2面)
産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110005201号
許可業者の名称 エア・ウォーター物流株式会社

札幌環境営業所

施設の種類 保管場所1
設置場所 江別市工栄町25番地11
面積 8.4m²

種類

・廃プラスチック類。
保管上限 2,945.6kg

施設の種類

保管場所2
設置場所 江別市工栄町25番地11
面積 8.4m²

種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器)。
保管上限 203.35kg

施設の種類

保管場所3
設置場所 江別市工栄町25番地11
面積 8.4m²

種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃医療機器)。
保管上限 2,135kg

施設の種類

保管場所4
設置場所 江別市工栄町25番地11
面積 8.4m²

種類

・金属くず。
保管上限 467.39kg

施設の種類

保管場所5
設置場所 江別市工栄町25番地11
面積 8.4m²

種類

・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 79.45kg

施設の種類

保管場所6
設置場所 江別市工栄町25番地11
面積 8.4m²

種類

・廃油。
保管上限 56.7l

施設の種類

保管場所7
設置場所 江別市工栄町25番地11
面積 8.4m²

種類

・廃酸。
保管上限 17.5l

施設の種類

保管場所8
設置場所 江別市工栄町25番地11
面積 8.4m²

種類

・廃アルカリ。
保管上限 11.9l

施設の種類

保管場所9
設置場所 江別市工栄町25番地11
面積 8.4m²

種類

・汚泥。
保管上限 78.96kg

施設の種類

保管場所10
設置場所 江別市工栄町25番地11
面積 8.4m²

種類

・汚泥、金属くず(廃乾電池)。
保管上限 24.5kg

稚内営業所

施設の種類 保管場所1
設置場所 稚内市大字声問村字声門4-18-22
面積 1.08m²

種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器)。
保管上限 210kg

施設の種類

保管場所2
設置場所 稚内市大字声問村字声門4-18-22
面積 1.08m²

種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃医療機器)。
保管上限 420kg

施設の種類

保管場所3
設置場所 稚内市大字声問村字声門4-18-22
面積 1.08m²

種類

・廃酸。
保管上限 65kg

施設の種類

保管場所4
設置場所 稚内市大字声問村字声門4-18-22
面積 1.08m²

種類

・廃アルカリ。
保管上限 35kg

第3面へ続く。以下余白。

(石狩振興局)

(第3面)
産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110005201号
許可業者の名称 エア・ウォーター物流株式会社

美幌営業所	施設の種類	保管場所 1	保管場所 4
	設置場所	網走郡美幌町字高野 104-27	河西郡芽室町東芽室基線 5-7
	面積	1. 34m ²	1. 34m ²
	種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器)。 保管上限 210kg	・廃アルカリ。 保管上限 35kg
	施設の種類	保管場所 2	保管場所 5
	設置場所	網走郡美幌町字高野 104-27	河西郡芽室町東芽室基線 5-7
	面積	1. 34m ²	1. 34m ²
	種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃医療機器)。 保管上限 420kg	・汚泥。 保管上限 31kg
	施設の種類	保管場所 3	保管場所 6
	設置場所	網走郡美幌町字高野 104-27	河西郡芽室町東芽室基線 5-7
	面積	1. 34m ²	1. 34m ²
	種類	・廃酸。 保管上限 35kg	・燃え殻。 保管上限 326kg
	施設の種類	保管場所 4	保管場所 7
	設置場所	網走郡美幌町字高野 104-27	河西郡芽室町東芽室基線 5-7
	面積	1. 34m ²	1. 6. 2m ²
	種類	・廃アルカリ。 保管上限 35kg	・紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード)。 保管上限 700kg
	施設の種類	保管場所 5	釧路営業所
	設置場所	網走郡美幌町字高野 104-27	施設の種類 保管場所 1
	面積	1. 34m ²	設置場所 釧路郡釧路町中央 5-3
	種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器)。 保管上限 4, 200kg	面積 1. 34m ²
	施設の種類	保管場所 6	種類
	設置場所	河西郡芽室町東芽室基線 5-7	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃医療機器)。 保管上限 210kg
	面積	1. 44m ²	施設の種類 保管場所 2
	種類	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃OA機器)。 保管上限 4, 200kg	設置場所 釧路郡釧路町中央 5-3
	施設の種類	保管場所 7	面積 1. 34m ²
	設置場所	河西郡芽室町東芽室基線 5-7	種類
	面積	1. 34m ²	・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃医療機器)。 保管上限 420kg
	種類	・廃油。 保管上限 140kg	施設の種類 保管場所 3
	施設の種類	保管場所 8	設置場所 釧路郡釧路町中央 5-3
	設置場所	河西郡芽室町東芽室基線 5-7	面積 1. 34m ²
	面積	1. 34m ²	種類
	種類	・廃酸。 保管上限 35kg	・廃プラスチック類。 保管上限 22kg

以下余白。

